

令和元年度第1回文化財保護審議会次第

日時 令和元年(2019年)8月16日(金)

午後1時00分から2時30分

場所 文化博物館2階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長・副会長の互選について
- 4 議事
 - (1) 明石市文化財保存活用地域計画の作成について
 - (2) 指定文化財の保存修理計画について
 - ・ 太寺麿寺塔跡修繕
 - ・ 高家寺本堂の防災設備修繕
 - ・ 住吉神社楼門屋根瓦修理
 - (3) 令和元年度埋蔵文化財発掘調査の状況について
 - ・ 明石城下宿場町跡大蔵本町地点発掘調査
 - ・ 西脇宮ノ西遺跡発掘調査
 - (4) 指定候補の文化財について
 - ・ 柿本神社所蔵「羽柴秀吉社領免状」
「冷泉為理柿本社奉納和歌」
 - ・ 横河家文書「徳川家康感状」「池田忠雄感状」「良正院感状」
「大坂冬の陣で使われた槍先」「戦場日記抜書」
- 5 その他
- 6 閉会

明石市文化財保存活用地域計画の作成について

1 趣旨

明石市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）とは、明石市において取り組んでいく具体的な目標や取組の内容を位置付けた、明石市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランです。

地域計画において、文化財の保存・活用に関して明石市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続的・一貫性のある文化財の保存・活用が一層推進されます。

また、明石市における文化財行政の取組の方向性を対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となります。

同時に、地域計画は、市内に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもあります。地域計画の作成・推進を通じて、市内の多様な文化財の掘り起こしが進み、新たに見いだされた文化財の保護につながるるとともに、民間団体をはじめ多様な主体の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進が期待できます。

また、法定計画として明石市の行政体系に位置付けることで、文化財の保存・活用の必要性・重要性が増すとともに、様々な関係者の参画を得ながら計画の検討を行うことで、計画の作成過程自体も”見える化”し、文化財の保存・活用に対する市民の理解の促進、さらには地域のアイデンティティの醸成が期待されます。

2 記載事項

<法定記載事項>

- (1) 市の概要
- (2) 市の文化財の概要
- (3) 市の歴史文化の特徴
- (4) 文化財の保存・活用に関する課題
- (5) 文化財の保存・活用に関する方針
- (6) 文化財の保存・活用に関する措置
- (7) 計画期間
- (8) 文化財の保存・活用の推進体制

<任意記載事項>

- (9) 関連文化財群に関する事項
- (10) 文化財保存活用区域に関する事項
- (11) 重要文化財の現状変更許可（重大なものを除く。）等、事務処理特例の適用を希望する事務の内容

3 作成期間

2019年度～2021年度 3カ年

4 明石市文化財保存活用協議会

明石市文化財保存活用協議会（以下「協議会」という。）は、地域計画の作成及び変更に関する協議並びに（文化庁長官により）認定（された）地域計画の実施に係る連絡調整を行うもので、地域計画が文化庁長官の認定を受けるためには、地域計画の作成に当たっては、協議会等での関係者による検討や公聴会の開催など、市の関係部局や県、文化財の所有者、地域住民等の意見が十分に反映されていることが必要であるとされていることから、既に設置しています。

なお、法第183条の3第3項においては、地域計画を作成しようとするときは、地方文化財保護審議会及び協議会の意見を聴かなければならないと規定しています。

協議会の構成員については、法第183条の9第2項において、「市、県、法第192条の2第1項の規定による文化財保存活用支援団体、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市長が必要と認める者」と定められ、次のとおり委嘱しています。

役職	氏名	肩書・専門分野等
会長 (予定)	村上 裕道	京都橋大学教授・文化財保全学 明石城跡保存活用検討委員会委員
副会長 (予定)	森本 眞一	神戸学院大学非常勤講師・地理学 明石市史編さん委員会委員
委員	竹内 利江	神戸学院大学非常勤講師・地域学
委員	西海 英延	県・市指定文化財所有者 宗教法人住吉神社宮司
委員	藤本 庸文	明石市連合まちづくり会協議会副会長 明石の布団太鼓プロジェクト代表
委員	山下 史朗	兵庫県教育委員会文化財課長
委員	西川 勉	明石商工会議所事務局長
委員	檜原 一法	明石観光協会専務理事（文化財保存活用支援団体予定）
委員	前野 有人	明石市政策局参与（シティプロデューサー）

明石市文化財保存活用地域計画作成スケジュール

市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財係

年度	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
2019 (令和元)	項目								
	作成				協議会第1回開催 (8/23) ・協議会の説明 ・地域計画の説明			協議会第2回開催 ・地域計画の作成 ①市の概要 ②市の文化財の概要 ③市の歴史文化の特徴	協議会第3回開催 ・地域計画の作成 ④文化財の保存・活用に関する課題 ・文化財ハンフレットの説明 ・文化財ハンフレットの説明
	調査				事前把握・現地調査（「明石市史」「明石の文化財」等既存の出版物等により現在把握している明石市の文化財群を把握し、その要項を調査する。）				
	調査				発掘物・市民団体調査（市内の寺社の文化財群を把握するとともに市民団体にヒアリング調査等を実施し、文化財の保存・活用に向けた課題を抽出する。）				
	説明会等				文化庁協議				庁内調整 文化庁協議
2020 (令和2)	項目								
	作成							協議会第2回開催 ・地域計画の作成 ④文化財の保存・活用に関する方針 ⑤文化財の保存・活用に関する措置	協議会第3回開催 ・地域計画の作成 ⑥文化財の保存・活用に関する事項 ⑦関連文化財群に関する事項 ⑧文化財保存活用に関する事項 ⑨文化財ハンフレットの説明 ⑩整理処理経例の適用を考慮する ・文化財ハンフレットの説明
	調査				文化財群等調査（自治会へ地域の文化財群についてのアンケートを配布し、その回答に基づき地域の文化財群を把握し、データベースへ格納する。）				
	調査				住民説明会<5フロック>				
	説明会等				庁内調整				庁内調整 文化庁協議
2021 (令和3)	項目								
	作成							協議会第1回開催 ・地域計画内容決定	協議会第2回開催 ・地域計画書の確認 ・シンポジウムについて ・パンフレットについて
	調査								
	調査								
	説明会等								庁内調整 文化庁協議

文化財保護法（一部抜粋）

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4～8 （略）

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。





高家寺本堂消防設備修理工事

1. 所在地 : 兵庫県明石市太寺2丁目10-35
2. 工事前状況 : 本堂消防設備感知器全5組のうち3組が頻繁に誤作動を起こすようになりました。
3. 工事計画 : 誤作動を起こしている消防設備感知器3組を交換する計画と交換する3組と同時期に工事をしました2組を併せました全消防設備感知器5組及び受信機用予備電源を交換する計画を提案させていただきました。
4. 工事写真

〈工事前〉



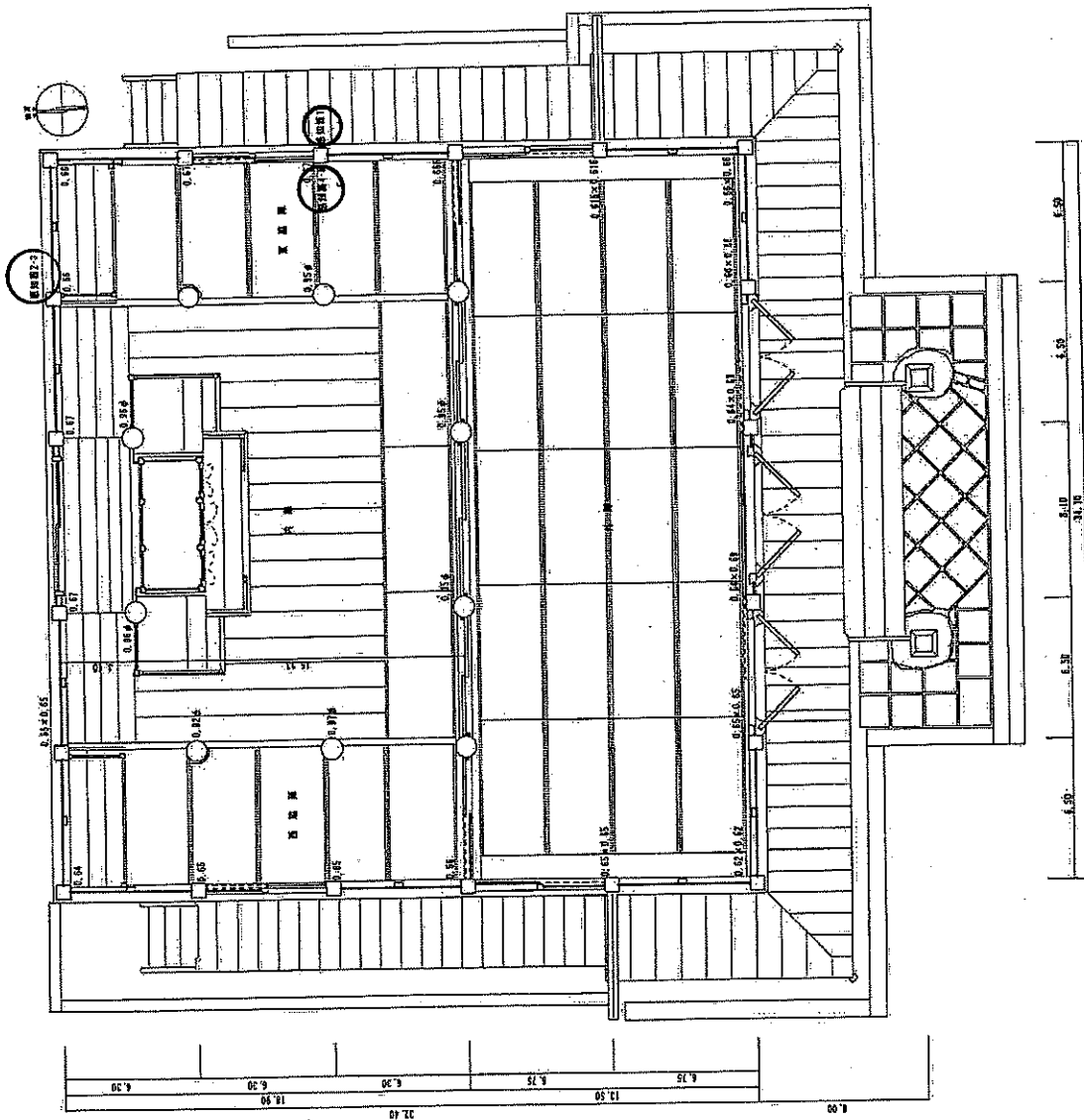
感知器1 外部東面



感知器1 外部東面



感知器1 外部東面



西嶋工務店		株式会社		大寺山富家寺本堂消防設備修理工事		屋架配置図	
1/100	尺	1/100	尺	1/100	尺	1/100	尺

明石市指定文化財 住吉神社樓門屋根修復工事(東面中央葺き直し) 工事前状況報告書

- ・所在地 ・兵庫県明石市魚住町中尾1031
- ・工事前状況 ・東面中央屋根が崩れていました。
- ・工事方法 ・下地木部を修理します。
- ・既設瓦に新瓦を補充し、葺き直します。

〈工事前〉



東面屋根



東面屋根



東面屋根

令和元年度埋蔵文化財発掘調査一覧

発掘調査

No.	遺跡名	所在地	事業名	開発面積(m ²)	調査面積(m ²)	調査期間	国庫
1	宮ノ西遺跡(MN1-2)	大久保町西脇字宮ノ西624番、626番、627番、631番、632番、633番	保育園建設	1618	1195	平成31年1月16日 ～4月26日	
2	明石城下宿場町跡 大蔵本町地点 (OKR7-2、7-3)	大蔵本町18-40	寺院建替	472.16	369	平成31年2月26日 ～令和元年6月15日	一部
3	宮ノ前遺跡(MM1-2)	大久保町西脇582番地1～同567番地先	区画整理	7753	275	平成31年3月1日 ～4月19日	
4	魚住古窯跡群 西島地点 第9次(NJ9-2)	大久保町西島字中スジ429番1の一部	個人住宅	152	87	平成31年4月23日 ～5月10日	○
5	明石城武家屋敷跡 樽屋町地点 第16次 (TM16-2)	樽屋町22-2	集合住宅建設	360	256	令和元年5月13日 ～7月11日	
6	魚住古窯跡群 西島地点第10次(NJ10-2)	大久保町西島字敷ノ下1055番、1071番1、字居屋敷1111番1の一部	宅地造成	2472	60	令和元年5月20日 ～5月31日	
7	魚住古窯跡群 西島地点第11次(NJ11-2)	大久保町西島字居屋敷1175番1、1176番の一部	個人住宅	200	48	令和元年5月17日 ～6月7日	○
8	藤江松ノ本遺跡 第3次 (FM3-3)	藤江字松ノ本1513-1、1514-1、1514-5、1515-1、藤江字墓ノ本1352-1	病院建設	4447	67	令和元年6月3日 ～6月21日	
9	北ノ前遺跡 第1次 (KIM1-2)	魚住町長坂寺字北ノ前526番1、526番7、527番1	宅地造成	487	174	令和元年6月13日 ～7月10日	
10	藤江・松江遺跡 第4次 (MT4-2)	松江字泥鬮352番7、352番8	個人住宅	123.49	67	令和元年6月21日 ～6月24日	○
11	山下町遺跡第26次 (YM26-2)	山下町地内	雨水管布設	300.00	41	令和元年7月1日 ～7月8日	
12	北ノ前遺跡 第2次 (KIM2-2)	魚住町長坂寺字北ノ前548番3、548番4	宅地造成	555.57	15	令和元年7月8日 ～7月13日	

合計 2654

明石城下宿場町跡 大蔵本町地点 発掘調査実績報告

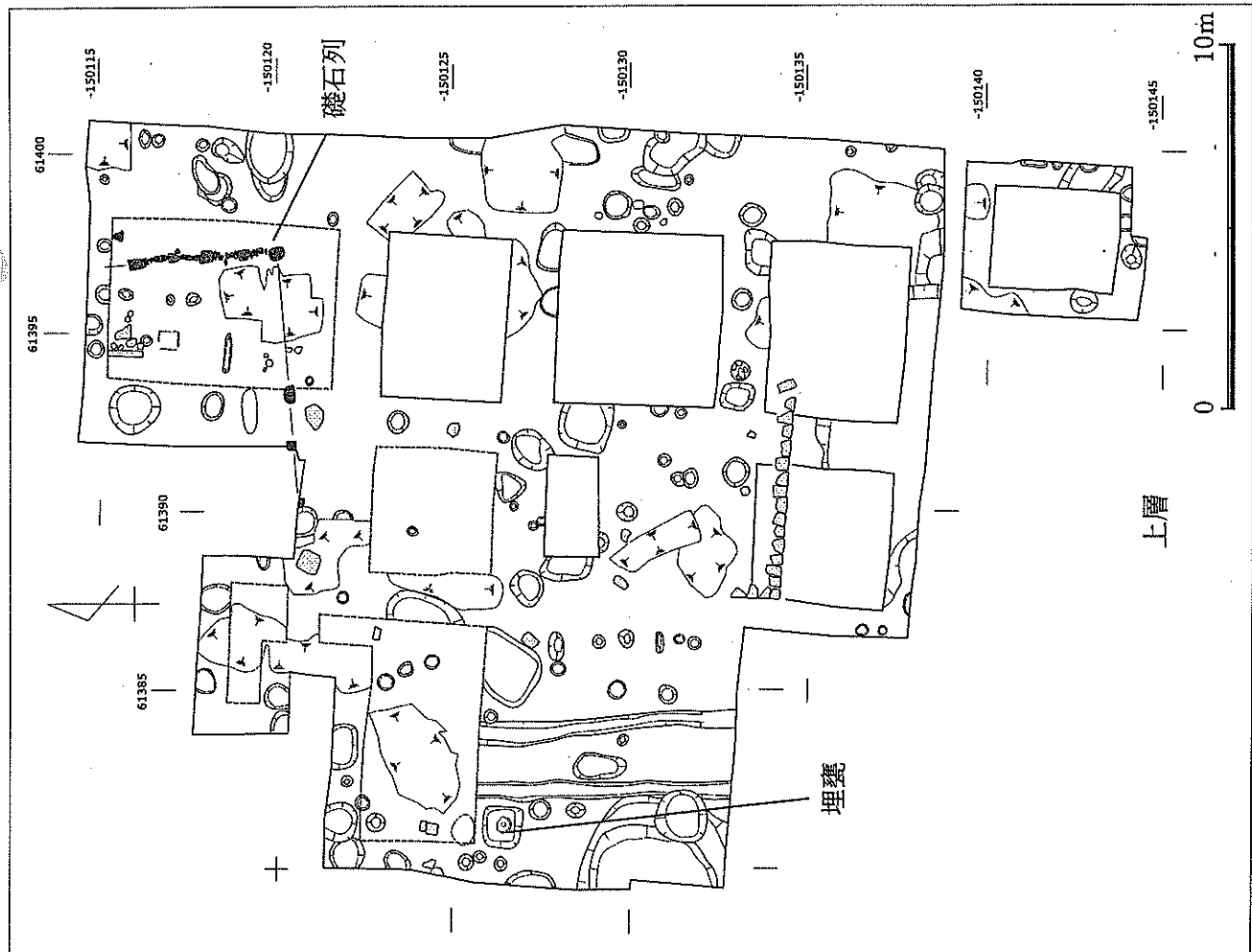
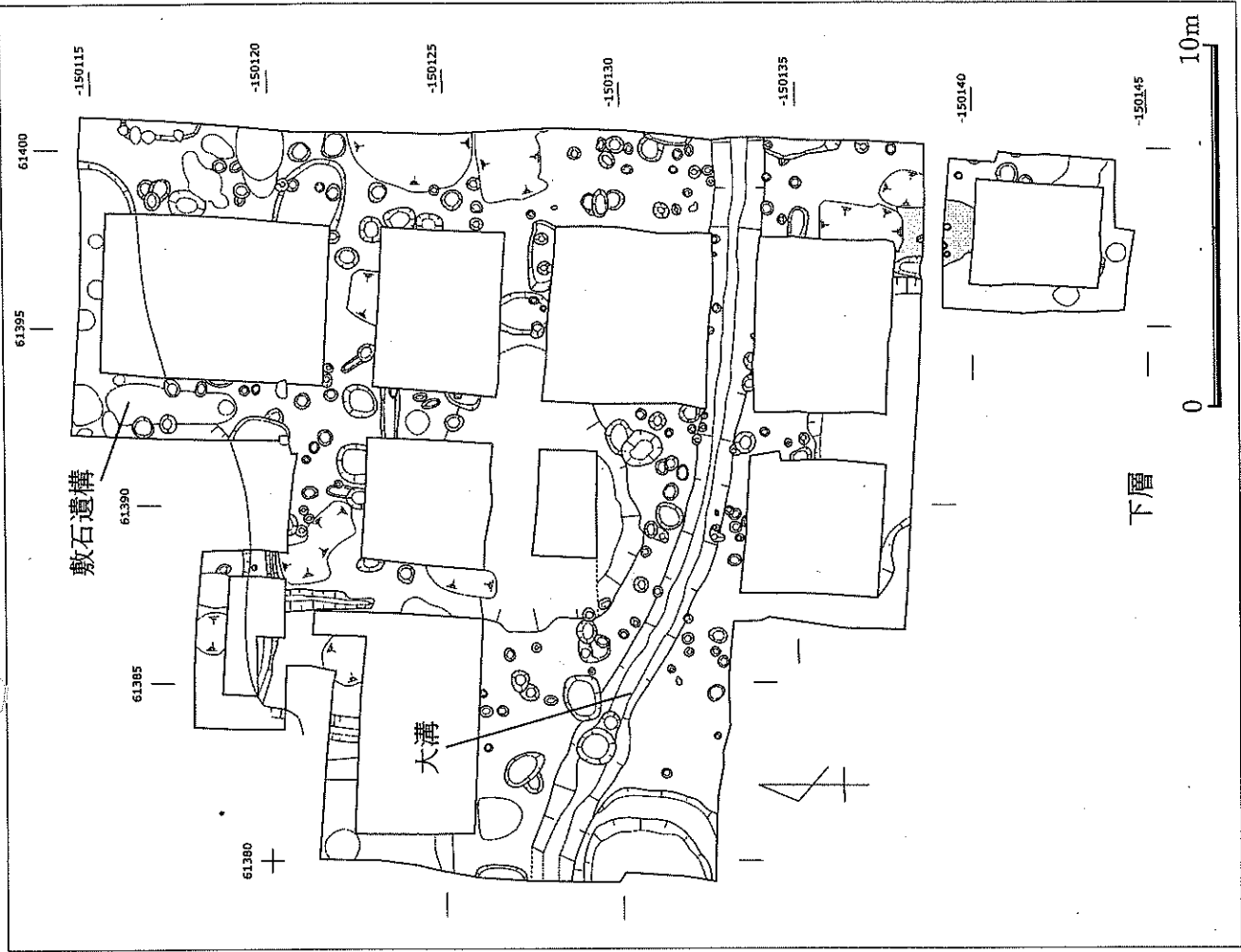
- 1 所在地 明石市大蔵本町 18-40
- 2 開発事業名 大蔵院本堂建て替え工事
- 3 事業者名 宗教法人 大蔵院
- 4 調査主体 明石市
- 5 調査担当者 稲原 昭嘉 ・ 谷川 真基
- 6 調査の種別 発掘調査
- 7 調査期間 平成31年2月26日～ 令和元年6月15日
- 8 調査面積 約 369 m²
- 9 調査に至る経緯

宗教法人大蔵院の本堂建て替え工事に先立って、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地である明石城下宿場町跡の範囲内にあたることから、平成30年12月26日に確認調査を実施した。その結果、現地表から約20cmの深さから江戸時代の遺物を含む地層が確認されたため、工事によって遺跡が損壊を受ける建物基礎部分について発掘調査を行うこととし、平成31年2月26日より調査を開始した。

10 調査の結果

調査地は近世山陽道に面した浜側に位置している。大蔵院は臨済宗南禅寺派の寺院であり、山号を見江山と号する。当山の開山は、中蔵円月であり、応安3年(1370年)に明石で大蔵院を開いたとされている。その後、嘉吉元年(1441年)赤松義則の第4子である赤松祐尚が設けていた陣屋を三木城に移すにあたり、その跡地に創建したと伝えられている。今回の建て替えに伴って解体された本堂は1800年(寛政12年)に建てられたものであることが現存する棟札に記されている。大蔵院敷地内からは播磨国府系瓦の出土例も知られており、近隣に駅家などの公的施設が存在する可能性が考えられた。

今回の調査では大きく五つの時期の遺構が確認された。一つ目は1800年前後であり、今回建て替えにあたり解体された本堂やそれに関連する遺構である。調査区南西の石列や礎石の一部、一字一石経を納めた埋甕などが該当する。二つ目は1700年前後の時期である。今回の調査では6枚の本字紋軒丸瓦が出土しており、1679年から1682年に明石藩主であった本多政利に関連するものと考えられる。解体された本堂の棟札にはこのころ修繕が行われたことが記されており、それに該当するものと考えられる。三つ目は17世紀初頭の時期であり、整地層や礎石列などが確認された。大蔵院には当時播磨を支配していた池田家や元和3年に明石へ入封してきた小笠原家の黒印状が残されており、この時期にあった寺院の建物に伴う遺構と考えられる。四つ目は15世紀代で、調査区の中央で見つかった東西方向の大溝が形成された時期である。溝の断面は三角形に近く、溝の肩には杭の跡が見られたことから、堀として機能していた可能性も考えられる。また調査区北東部で柱穴や礎石が多くみられることから、大溝の北側にこの時期の建物があったことがうかがえた。大蔵院が赤松氏の陣屋の跡に建てられたという伝承との関連性などを考える際の貴重な資料が得られた。五つ目は14世紀代の時期である。青磁や瓦質火鉢など開山の時期と重なる遺物が出土している。これらの時期以外にも、弥生時代や古墳時代、奈良時代の遺物なども見つかっており、連綿と人々の生活が営まれていたことが分かった。



遺構配置図 (S=1/200)



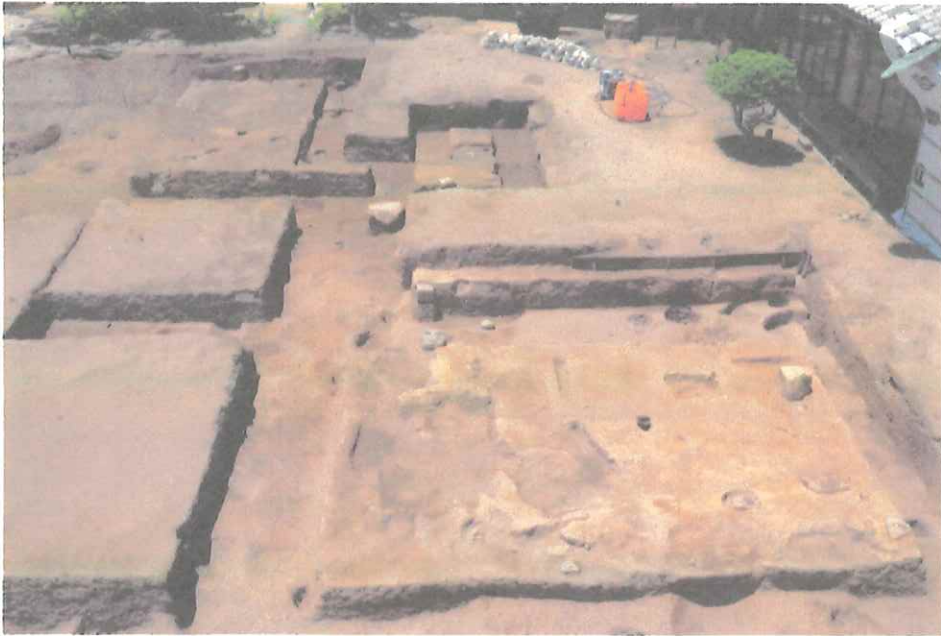
Ⅲ区
全景（北から）



Ⅲ区
埋甕（一字一石経）
（北から）



Ⅲ区
大溝（南東から）



IV・V区
全景（東から）



V区
本字紋軒丸瓦出土状況
（南から）



V区
敷石遺構（北から）



土師器・須恵器



陶器（備前焼）・青磁



鬼瓦・軒瓦

宮ノ西遺跡第1地点発掘調査実績報告書

- 1 所在地 大久保町西脇字宮ノ西 624 番、626 番、627 番、631 番、632 番 1、633 番 1
- 2 開発事業名 大久保てっぺんこども園建設工事に伴う発掘調査
- 3 事業者名 社会福祉法人 栄幸会
- 4 調査主体 明石市
- 5 調査担当者 稲原 昭嘉・飯田 真理子
- 6 調査の種別 発掘調査
- 7 調査期間 平成 31 年 1 月 16 日～ 4 月 26 日
- 8 調査面積 約 1617 m²
- 9 調査の結果

今回の調査では近代に棚田を造成するにあたり、旧地形を大きく削平し段差を形成しているため、各調査区の北部分は削平を受けている。1区および2区、5区では柱穴や溝、土坑が複数認められたが、3区および4区では柱穴は認められず溝や土坑がそれぞれ複数認められた。

1区 SX113 と 5区 SX508 は、被熱した石がまとまって出土したが、石の並びに規則性は見受けられないことから廃棄土坑と考えられる。当遺構からは土師器皿、備前焼陶器、片口鉢、須恵器甕、窯体片、鉄製の鍬が出土しており、時期は 14 世紀と考えられる。

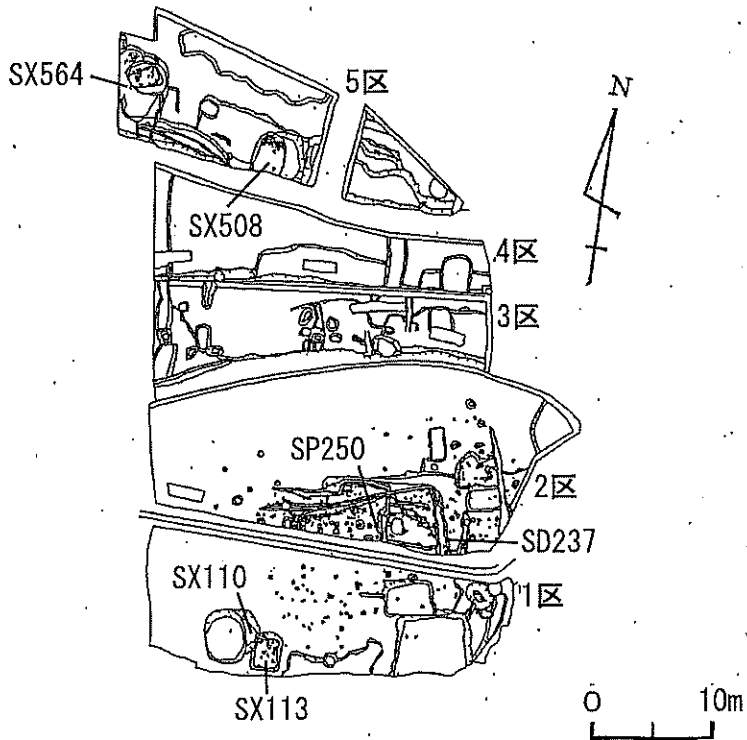
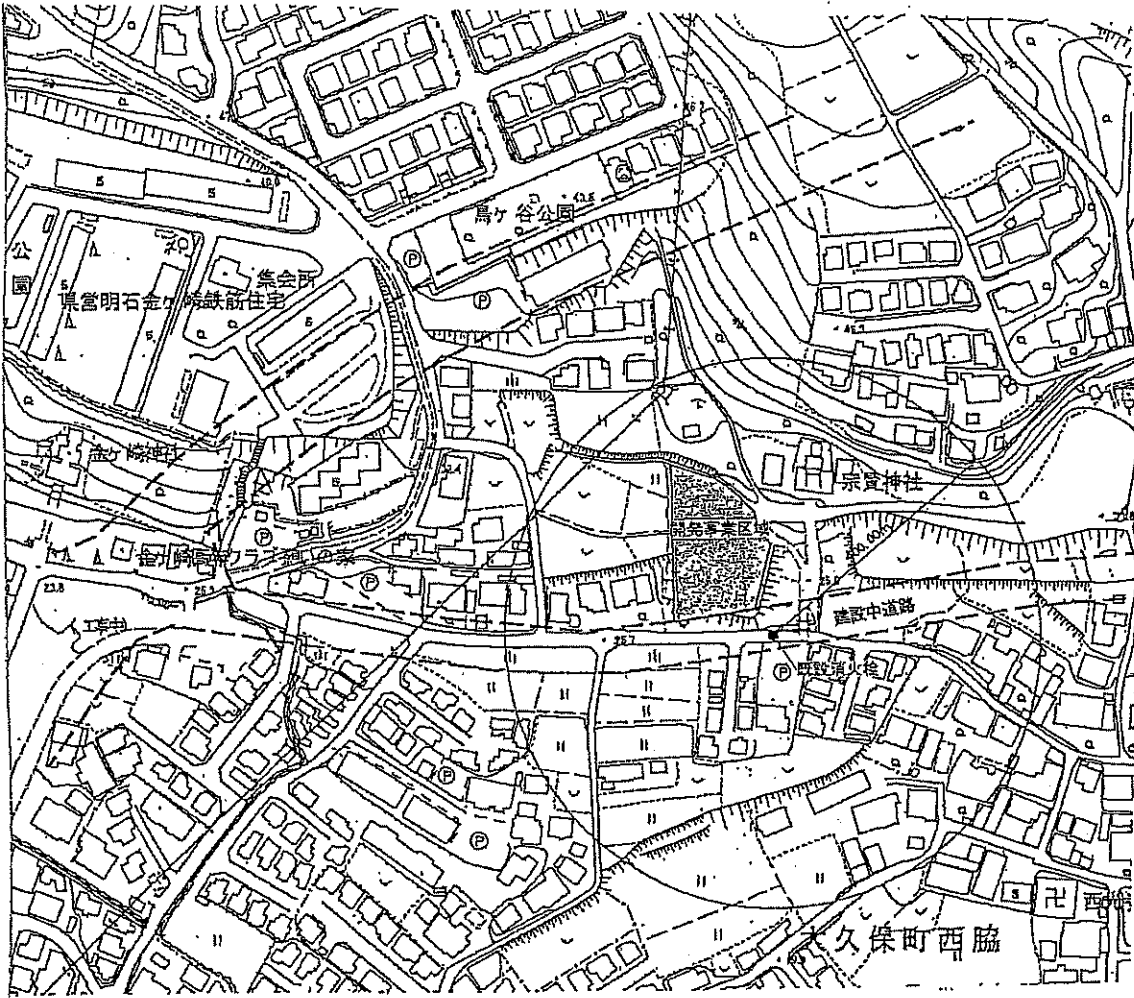
2区では複数の柱穴や溝、土坑が南西から南東にかけて集中して検出されている。SD237 は長さ約 12m、幅約 30cm～1m、深さ約 20cm で東西方向に流れており、南方向に直角に曲がっている。周囲に柱穴が多数認められることから、建物に伴う排水施設と考えられる。

SX564 は長径約 6m、残存幅約 4.2m、深さ約 50cm の規模を持ち、調査区外に広がっていると考えられる。北半から被熱した花崗岩や瓦片がまとまって出土し、瓦では鎌倉時代と室町時代のものが認められている。SX508 と同様に石の並びに規則性は見受けられないが、滞水状態の地層と坑底が平坦であること、東肩に排水施設とみられる溝が接していることから苑池と考えられる。

10 まとめ

今回の調査では柱穴や、溝、土坑が良好に認められた。5区では苑池と考えられる遺構が検出されており、室町時代の瓦が出土している。この室町時代の瓦は今回の調査地の北西部 300m に位置する報恩寺本堂から出土した瓦と同様の瓦であり、さらに瓦が二次焼成を受けていることも確認されている。報恩寺は天正 7 年 (1579 年) に羽柴秀吉が三木城を攻めた際、当寺も焼き討ちにあったという伝承がある。二次焼成痕のある瓦はこの時のものであるとみられ、周辺に報恩寺関連の施設が存在していたことが裏付けられた。また瓦には鎌倉時代に遡るものも含まれており報恩寺が 14 世紀末に再建される以前から当地に寺に関わる施設が存在していた可能性が強まった。また今回の調査で西脇遺跡の石器群に関連するサヌカイト製の石器 4 点、チャート製の石器 1 点も見つかっており、当遺跡との関連性が注目される。

以上のことから、今回の調査により中世寺院の報恩寺の寺跡が調査区に及んでいたことが明らかになったとともに、当地での土地利用や施設の変遷を知るうえで貴重な遺物が出土したことは大きな成果となった。





調査区遠景 南から



1区 SX110(下)、SX113(上)



2区 SP250 北から



5区 SX564 西から



2区 羽釜



5区 SX508 平瓦

指定候補資料 1

柿本神社所蔵

概要

柿本神社は、奈良時代の歌人柿本人麻呂を祀る社であり、元和5年（1619年）から築城が始まった明石城の本丸の位置にあったため、現在の場所に替え地として与えられた。以来、江戸時代を通じて、人丸社には天皇や公家から和歌の奉納が行われる。現在では、神社に残された御桜町天皇宸翰短箒と仁孝天皇宸翰及一座短箒が国指定重要文化財に指定されている。

羽柴秀吉社領免状 縦45.3cm、横58.5cm

羽柴秀吉による三木城攻めの際、月照寺が秀吉の戦勝を祈願した論功行賞として人丸社に対し、大明石村の新しく開いた田地30石を寄付することを約束した書状。箱書きには「社領 秀吉公御免状」とある。

「播州明石人丸者、和歌第一之神仙而、諸願之靈驗甚速也、仍之大明石村新開之田地高参拾石寄附之畢、并山林竹木等永免除之、全可受納者也 天正九辛巳 四月十一日 筑前守 秀吉（花押）別当坊」

冷泉為理柿本社奉納和歌 縦36cm、横240.5cm

冷泉為理は、上冷泉家20代当主で、江戸時代後期から明治時代にかけての公卿・歌人。文政7年（1824年）、冷泉為全の子として誕生。官位は正二位権中納言。幕末の動乱期にあり、俊成・定家自筆本をはじめとする家宝を守った。

当資料は、浦霞から始まる15題の和歌を詠み、柿本社に奉納したものである。字体は冷泉流と呼ばれるものである。

攝別友八九省和歌

神仙居諸願

靈驗長遠仍天

而名村新宮之地

高木振石其階之

身英山林竹木為歌

外陰之全可交爾

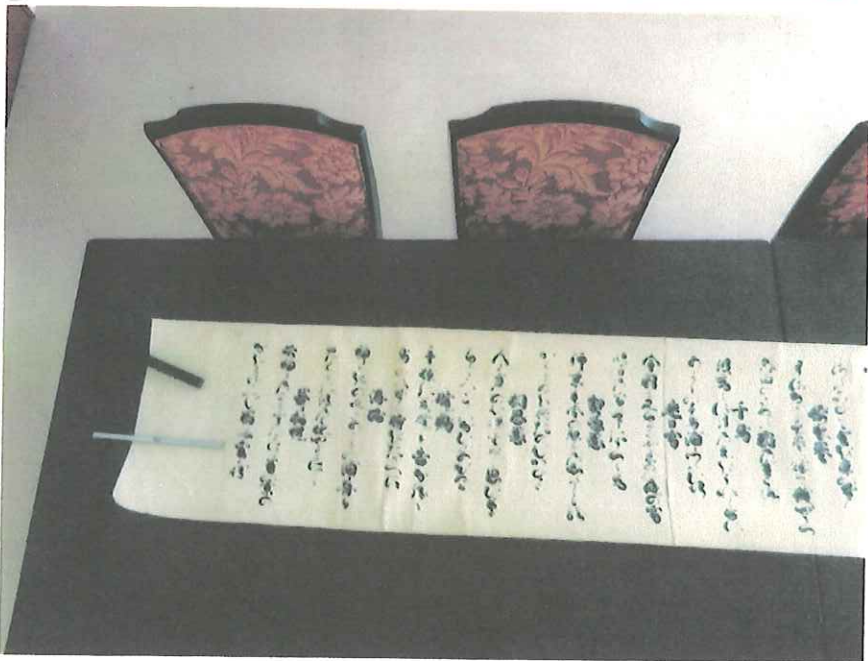
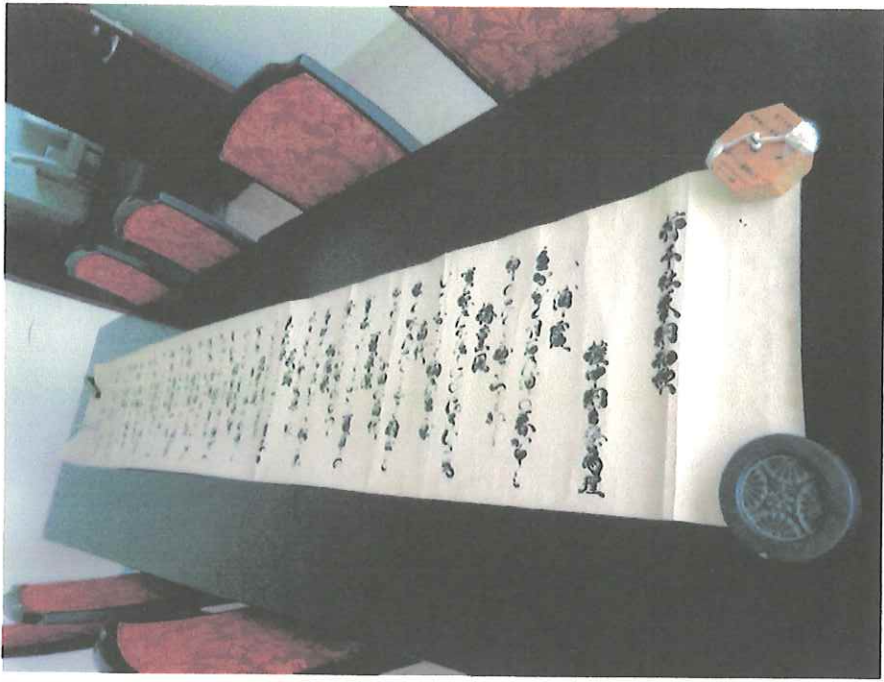
希也

白紙京守

天正九年 辛 墨

四月十一日

別所



指定候補資料 2

横河家文書

概要

横河家は源頼朝の家臣佐々木定綱を祖とし、播州室谷郷にいた時には「室谷」姓を名乗った。その後「横河」姓を名乗り現在の「東二見」へと移り住み戦国時代を迎える。24代横河次大夫重陳は池田忠雄に従い大坂冬の陣における大坂伯楽淵の戦いで敵将の一番槍・一番首の功をたて、徳川家康より感状を賜った。後の大坂城普請の際にも備前犬の島より巨石（現存の大坂城最大の石である蛸石）を海上運搬した功等もあった。横河重陳の墓は東二見観音寺にあり、明石市指定文化財になっている。重陳の子孫は、鳥取池田藩の藩士として明治維新まで鳥取に住み、播州二見の横河家は、重陳の叔父の子孫が主君をもたない素封家として続いてきた。

39代横河安雄氏が先祖伝来の地を明石市へ昭和62年3月に寄附し、現在の「二見横河公園」になっている。平成28年横河安雄氏の息子横河雄一郎氏より家伝来の資料2982点一括を市へ寄贈した。

徳川家康感状 縦23.8cm、横64.0cm

24代横河次大夫重陳が洲本藩主池田忠長（のち忠雄）の船大将をつとめ、慶長19年（1614）大坂冬の陣の伯楽淵の戦いで、敵将平子主膳貞詮を討ち取り、一番槍、一番首の功を立てたとして、徳川家康から授けられた感状。感状とは合戦に参加した将士の戦功を賞して出された文書で、鎌倉時代末から江戸時代初めにかけて多く作られた。全紙を半分に折った「折り紙」の形式である。

池田忠雄感状 縦37.5cm、横56.0cm

池田忠雄から、一番槍、一番首の功を立てたことに対する感状。池田忠雄は池田輝政の子で、洲本藩主ののちに岡山藩主となる。洲本藩主の時、大坂冬の陣に東軍として出陣した。家臣横河重陳の戦功に対して与えた感状。

良正院感状 縦37.5cm、横53.0cm

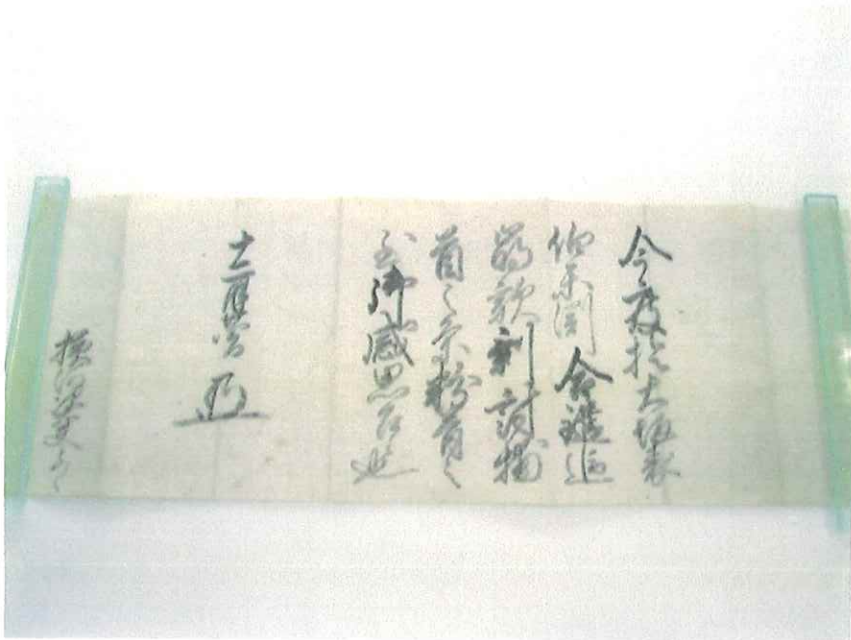
池田忠雄の母からの感状。良正院は徳川家康の次女。督姫といい、北条氏直に嫁いだが、氏直死去後、池田輝政に再嫁する。

大坂冬の陣で用いた槍先 穂先 22.0cm、柄 21.0cm

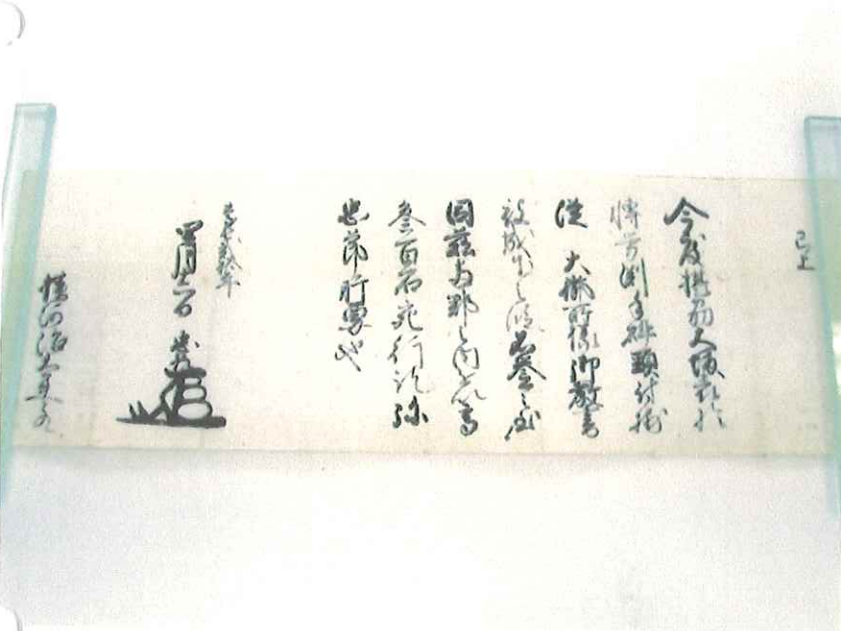
大坂冬の陣で、東軍一番槍として討ち取った平子主膳貞詮が所持していたと伝わる槍先。箱には「寛政六年甲寅正月二十五日」との墨書がある。

戦場日記抜書 縦28.0cm、横20.0cm

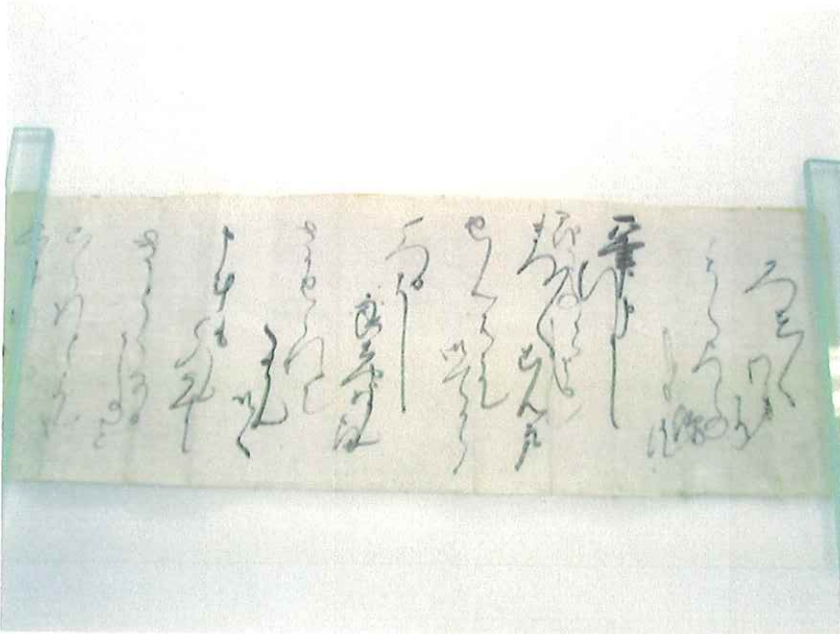
横河重陳と二代目の戦場等で活躍したことがらを記したもの。



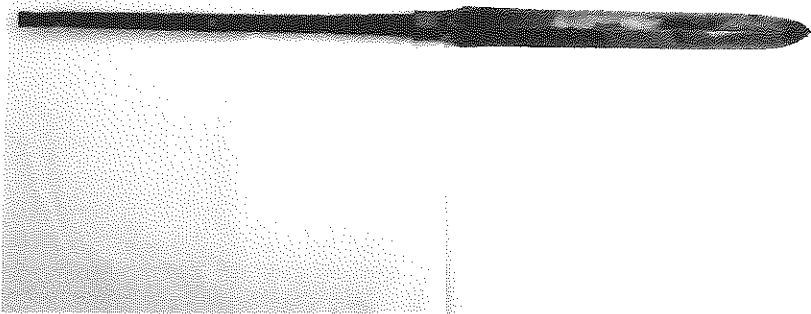
徳川家康感状



池田忠雄（長）感状



良正院感状



大坂冬の陣で使われた槍



戦場日記抜書